

藤里町会計年度任用職員募集要項

◆募集職種 保育士（藤里町会計年度任用職員）

※会計年度任用職員とは、令和2年4月の地方公務員法の改正に伴い、非常勤職員の任用、
サービス規律等を明確化した制度です。

◆募集人員 1名

◆業務の内容 保育業務全般（0～2歳児）

◆勤務場所

藤里保育園（藤里町藤琴字三ツ谷脇 38-1）

※幼稚園教諭免許を保有している方は、藤里幼稚園への異動もあります。

◆任用期間

採用の日から令和8年3月31日まで

※勤務開始日についてはご相談ください。

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用する場合があります。

※採用後1か月間は、条件付採用となります。

◆受験資格

①保育士免許を取得されている方

②健康に勤務でき基本的なパソコン操作が可能な方。

※幼稚園教諭免許を保有している方を優先します。

※応募にあたって年齢上限はありません。

③欠格事項 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆給与・手当等

①給与の額 月額 208,872 円～（翌月 10 日支払い）

②通勤手当（正規職員の例により支給されます）

③時間外勤務手当、休日勤務手当（正規職員の例により支給されます。）

④期末手当（6月・12月）

※勤務成績が良好で次年度も再度任用された場合には昇給もあります。（上限あり）

⑤社会保険加入（厚生年金・共済組合）、雇用保険加入

◆勤務時間

- ① 1日につき、7時間45分勤務（施設長が定めるシフト制による）
(1)7:00～15:45 (2)8:00～16:45 (3)8:45～17:30 (4)9:15～18:00
- ②休憩時間（60分）
- ③時間外勤務

◆勤務しない日

- ①週休日（シフト制による週休日1日、日曜日）
- ②国民の祝日に関する法律による休日
- ③年未年始の休日（12月31日から翌年1月5日まで）

◆休暇等

- ①年次休暇（勤務日数や任用期間に応じた年次有給休暇を付与します）
- ②その他国の制度に準じた休暇制度があります。（無給休暇含む）

◆受付期間

随時

◆申込方法

- ①「藤里町会計年度任用職員(保育士)応募申込書」に必要事項を記載し、写真添付の上、藤里町教育委員会学校教育係に提出してください。資格証等の写しも併せて提出してください。
※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。
- ②申込みは土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- ③申込書等は総合開発センター、三世代交流館で配布するほか、藤里町ホームページからもダウンロードできます。

◆選考方法

書類選考並びに面接を行い、合否を受験者へ通知します。

受験資格がないこと又は申込書の記載内容に虚偽があることが判明した場合、或いは非行行為があった場合には採用を取り消す場合があります。

◆服務規程

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。）

◆問い合わせ先

藤里町教育委員会 学校教育係

藤里町藤琴字家の後67 三世代交流館2階 Tel.0185-79-1327